



表紙(詳細は14ページで)
富山国保病院で医療従事者を対象に新型コロナワクチン接種開始

新型コロナワクチンについて皆さまに知ってほしいこと…2

子どもの定期予防接種…4 高齢者用肺炎球菌・風しん予防接種…6 健康だより「検診(健診)日程」…7
南房総市の補助金で暮らしサポート…8 南房総市職員人事異動…11 市役所の組織体制と主な業務…12
あれこれ南房総…14 エコ☆ニュース…16 高齢者の総合相談窓口…18 チーさな島国より…19 全国
健康保険協会千葉支部からのお知らせ…20 児童扶養手当のお知らせ…20 今月の掲示板…21 南房
総市の民話…23 めっけたぁ!!おらがの文化財…24

令和3年2月19日



新型コロナワクチンについて 皆さまに知ってほしいこと

～ワクチンに関する情報を、正確に、わかりやすくお伝えします～



新型コロナワクチンは、発症を防ぐ効果が認められています。

今回新たに承認された新型コロナワクチンは2回の接種によって、95%の有効性で、発熱やせきなどの症状が出ること(発症)を防ぐ効果が認められています。(※インフルエンザワクチンの有効性は約40～60%)



新型コロナワクチンは、あなたご自身のためだけでなく、医療機関の負担を減らすための重要な手段にもなります。

新型コロナウイルスは、まだまだ未知のことがあります。このウイルスの感染により、令和3年1月末までに6千人以上の方が亡くなり、3万人以上の方が入院されています。特效薬も開発中の段階です。

こうした中で、多くの方に接種を受けていただくことにより、重症者や死亡者を減らし、医療機関の負担を減らすことが期待されます。



どんなワクチンでも、副反応が起こる可能性があります。

一般的にワクチン接種後には、ワクチンが免疫をつけるための反応を起こすため、接種部位の痛み、発熱、頭痛などの「副反応」が生じる可能性があります。治療を要したり、障害が残るほどの副反応は、極めて稀ではあるものの、ゼロではありません。(予防接種による健康被害は救済制度の対象です。)

今回新たに承認されたワクチンの国内治験では、ワクチンを2回接種後に、接種部位の痛みは約80%に、37.5度以上の発熱が約33%、疲労・倦怠感が約60%の方に認められています。

ワクチンに含まれる成分に対する急性のアレルギー反応であるアナフィラキシーの発生頻度は、市販後米国で100万人に5人程度と報告されています。日本での接種では、ワクチン接種後15～30分経過を見て、万が一アナフィラキシーが起きても医療従事者が必要な対応を行います。

掲載の内容は、今後見直される場合があります。

新型コロナワクチンについて皆さまに知ってほしいこと

～ワクチンに関する情報を、正確に、わかりやすくお伝えします～



新型コロナワクチンの承認後も、継続的に安全性を確認します。

アナフィラキシーや医師が予防接種との関連を疑う重篤な症状が発生した場合は、法に基づき報告を受け、専門家が評価します。こうした報告の中には、ワクチン接種後の持病悪化・死亡のように、ワクチンとの因果関係が直ちに評価できない事例も含まれますが、幅広く収集し、評価を行うこととしています。

加えて、1～2万人の先行接種者を含め、延べ約300万人の方々について、ワクチン接種後の症状等の調査を予定しています。

このように、ワクチンの安全性を継続して確認し、安全性に関する情報を提供していきます。



新型コロナワクチンの接種には、優先順位があります。

全国民に提供できるワクチンの数量を確保することを目指しています。しかしながら、ワクチンの調達が段階的にならざるを得ないことから、まず、重症化リスクの高い方から順に接種することで、重症者や死亡者を減らすことを優先します。また、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を守ることも不可欠です。

このため、①新型コロナウイルス感染症患者等に直接医療を提供する医療従事者等、②65歳以上の高齢者、③基礎疾患を有する方や高齢者施設等において利用者に直接接する職員、の順で接種をしていく方針です。その後、16歳以上の一般の方に、順次接種が行われます。



新型コロナワクチンは、誰もが全額公費(無料)で受けることができますようにします。

外国人も含め、接種の対象となるすべての住民に全額公費で接種を行う見込みです。接種の時期が近づいたら、市町村から、接種のお知らせや接種券をお送りする予定です。



ワクチンについて、正しく知ったうえで、判断しましょう。

新型コロナワクチンを承認し、接種をお勧めするにあたって、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応といったデメリットより大きいことを確認しています。国民の皆さまが納得して判断をしていただけるよう、国としても情報提供に努めてまいります。



予防接種で病気を防ごう

～令和3年度 子どもの定期予防接種～

問 保健予防室

☎36-1154

予防接種は、感染症の原因となるウイルスや細菌、または菌が作り出す毒素の力を弱めた「ワクチン」を接種して、その病気に対する抵抗力を高めるための予防手段です。

予防接種を受けることで、病気にかかることを防ぐだけでなく、周囲の人への次の感染を防ぎ、その病気が流行することを防ぐことにもつながります。

0歳で受けましょう

ワクチンの種類		接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
ロタウイルス感染症	ロタリックス	2回	生後2か月になったら27日以上の間隔で2回、初回接種は出生14週6日まで	出生6週0日後から出生24週0日後までの間
	ロタテック	3回	生後2か月になったら27日以上の間隔で3回、初回接種は出生14週6日まで	出生6週0日後から出生32週0日後までの間
B型肝炎		3回	生後2か月になったら27日以上の間隔で2回、3回目は1回目から139日(20週)以上あけて接種	1歳未満
ヒブ(※1)		3回	初回：27日～56日の間隔で3回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌(※1)		3回	初回：27日以上の間隔で3回	生後2か月～5歳未満
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)(※2)		3回	初回：20日～56日の間隔で3回	生後3か月～7歳6か月未満
BCG		1回	5か月～8か月未満	1歳未満

1歳になったら受けましょう

ワクチンの種類		接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
麻しん風しん混合 1期		1回	1歳になったら早めに	1歳～2歳未満
ヒブ(※1)		1回	追加：初回3回目終了後、7～13か月の間に1回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌(※1)		1回	追加：初回3回目終了後、60日以上かつ1歳以上に1回	生後2か月～5歳未満
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)(※2)		1回	追加：初回3回目終了後、1年～1年半の間に1回	生後3か月～7歳6か月未満
水痘		2回	初回：1歳～1歳3か月に1回 追加：初回終了後、6か月～1年の間に1回	1歳～3歳未満

入学するまでに受けましょう

ワクチンの種類		接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
日本脳炎 1期(※3)		3回	初回：3歳になったら6日～28日の間隔で2回 追加：初回2回目終了後、概ね1年後に1回	生後6か月～7歳6か月未満
麻しん風しん混合 2期		1回	4月から6月に1回	小学校就学前1年間

小学生で受けましょう

ワクチンの種類		接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
日本脳炎 2期(※4)		1回	9歳	9歳～13歳未満
二種混合(ジフテリア・破傷風) 2期		1回	小学6年生	11歳～13歳未満

その他

ワクチンの種類		接種回数	標準的な接種間隔	定期接種の対象年齢
日本脳炎	特例対象者 (※5)	1期：3回 2期：1回	<1期>初回：6日～28日の間隔で2回 追加：初回2回目終了後、概ね 1年後に1回 <2期>1期追加終了後、概ね5年後	20歳未満
子宮頸がん予防 <small>けい</small>		3回	現在、積極的勧奨を差し控えていますが、 対象者で希望する場合は、定期予防接種 として実施できますので保健予防室へお 申し込みください。	小学6年生～ 高校1年生相当の女子

- (※1) 開始する月齢により接種回数は変わります。
- (※2) 三種混合を接種している人で、4回接種していない人は、保健予防室まで連絡してください。三種混合が終了していて、ポリオが終了していない方は早めにポリオを接種しましょう。
- (※3) 希望があれば生後6か月から定期接種として受けることができますが、令和3年度については、ワクチンの供給量不足のため、供給量が安定してから接種のご協力をお願いします。令和3年度内に3歳未満で接種を希望される場合は、予約がとれた人に必要な予診票を送付しますので保健予防室まで連絡してください。
- (※4) 平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの人は、日本脳炎の差し控えの影響を受けたため、9歳から13歳未満であれば、日本脳炎1期も定期接種として受けられます。希望者は保健予防室まで連絡してください。
- (※5) 平成17年度から平成21年度にかけて、積極的勧奨が差し控えられていましたが、その後、新たなワクチンが開発され、接種を受ける機会を逃した人(平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれ)を特例対象者として、20歳未満までは無料で接種を受けられます。“全4回の接種”を途中でしか受けていない場合は、不足分の予防接種ができますので、希望者は保健予防室まで連絡してください。

【予防接種を受ける前に知っておいてほしいこと】

1. 「予防接種対象年齢にあるか」「接種間隔は大丈夫か」自分でも確認をしましょう。
2. 予約をして、体調がよいときに接種しましょう。37度5分以上の熱があるときは受けられません。南房総市の予診票と母子健康手帳を持参しましょう。(母子健康手帳の「予防接種の記録」は唯一の証明になるので大切に保管しましょう。)
3. 里帰りや療養などで市外の医療機関(千葉県内定期予防接種の相互乗り入れ事業以外)で予防接種を希望する場合は、事前に保健予防室へ連絡してください。依頼書を医療機関へ送付します。
4. 長期にわたる疾患で定期接種を受けられなかった場合、接種対象年齢を過ぎても定期接種が実施できるようになりました。詳しくは保健予防室まで問い合わせてください。
5. 定期接種によって重篤な健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく補償を受けることができます。また、任意接種による場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法により受けることができます。詳しくは予防接種を受けた医師または保健予防室へ相談してください。
6. 市外に転出した場合、南房総市の予診票で接種できません。転出先の自治体に問い合わせてください。

【日本脳炎ワクチンの供給量不足について】

現在、日本脳炎ワクチンの供給が不足しているため、予約が取りにくい状況となっています。

特に令和3年4月から令和3年12月までワクチンの供給量が大幅に減少する見込みです。

このことについて、厚生労働省より供給量が安定するまでの間、4回接種のうち1期初回(1回目・2回目)と定期接種として受けられる年齢の上限に近い方を優先して接種するよう要請がありました。

定期接種として受けられる年齢の上限に余裕のある方はワクチンの供給量が安定する時期の接種を検討いただくなどのご協力をお願いします。予約の際、実施医療機関にご相談ください。なお、令和3年度については、厚生労働省の要請に基づき、個別通知スケジュールを変更しますのでご了承ください。

令和3年度 高齢者用肺炎球菌予防接種費用を助成します

問 保健予防室 ☎36-1154

はじめて接種する肺炎球菌ワクチンの一部に費用の助成があります。助成額は医療機関で接種する費用のうち1,500円です。

令和3年度対象者	今までに肺炎球菌予防接種(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を受けたことがない人で、次の①～③のどれかに該当する人 ①令和4年3月31日現在で65歳になる人 ②令和4年3月31日現在で70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人。 ③60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人(ただし身体障害者手帳1級の人)
接種回数	1回
接種料金	○医療機関が定める予防接種料金から、市が助成する1,500円を引いた額を支払います。 ○市から送付された予診票を医療機関に持参しない場合は、助成の対象となりません。 ○生活保護世帯の人は、生活保護受給者証明書を医療機関の窓口へ提出した場合、自己負担はありません。(証明書の発行は社会福祉課(☎36-1151)へ連絡してください。)
接種期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
接種場所	市が指定する医療機関(申込み後に通知します。)

※上記対象者①の人には個別勧奨通知済みです(接種を希望する人は保健予防室に申込みは不要です)。

※上記対象者②および③の人は保健予防室へ申込みが必要です。また、③に該当する人は事前に「高齢者用肺炎球菌予防接種希望申込書(60歳～65歳未満)」による申込みが必要です。保健予防室、市民課、朝夷行政センターおよび各地域センターで申請してください。

風しんの抗体検査・風しん第5期の定期予防接種

平成31年4月から3年間、風しん抗体検査と風しん第5期の定期予防接種を実施しています。

対象者／昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性。

受け方／まず、実施機関などで風しん抗体検査を受けます。抗体検査の結果、抗体価が低い場合は予防接種を受けてください。いずれの場合も、クーポン券を利用すれば料金は無料です。

実施機関／全国の実施医療機関など(クーポン券が使える実施機関は厚生労働省ホームページで確認できます。抗体検査は医療機関のほか、特定健診や事業所健診で受けることができます。)

クーポン券発送時期

対象者の人には令和元年度、令和2年度にクーポン券を発行していますのでご利用ください。クーポン券に記載してある有効期限を過ぎても、令和4年2月末日まで使用できることになりました。

クーポン券が手元にない場合は、再発行できます。

申問 保健予防室 ☎36-1154



成人への風しん予防接種の費用を助成します

妊娠中の女性が風しんに感染するのを予防するため、予防接種の費用助成を実施します。

対象者／南房総市に住民登録があり、接種日に20歳から50歳未満の人で、①妊娠を予定・希望している女性、②妊婦の夫。ただし、「風しんにかかったことがある人」「風しんの予防接種歴がある人」「風しんの予防接種第5期の対象者」は対象外です。

助成金額

- MR(麻しん・風しん混合ワクチン) 5000円
- 風しん単独ワクチン 3000円

助成の期間／令和3年4月1日から令和4年3月31日まで接種した人

接種医療機関／市が指定する医療機関(市のホームページに掲載しています。)

助成方法／接種を希望する人は、市から予診票を発行しますので、保健予防室へお申し込みください。

(市から送付された予診票を医療機関に実施しない場合は助成の対象とはなりません。)助成は1人1回のみです。

申問 保健予防室 ☎36-1154



南房総市の補助金で暮らしサポート 頑張る人・企業を応援します！

再チャレンジ奨学資金

起業、再就職のための「まなび」を応援します

起業、再就職を目指す方が、技術や知識を身に付けるために就学する場合や国家資格取得のための教育を受ける場合に奨学資金をお貸しします。

貸付対象者

次のいずれにも該当する方です。

- 市民および市民の子または兄弟姉妹
- 貸付日において25歳以上60歳未満の方
ただし次の①②に該当する方はご相談ください。
①雇用主の都合により解雇された方
②児童扶養手当第4条の支給要件に該当する方
- 将来、市内に住所を有し、かつ、就職し、または本市において起業しようとする方
- 大学などに在学する方または国家資格(自動車運転免許を除く)取得に必要な教育を受ける方

貸付額及び貸付期間

月額6万円以内(1万円単位)
最短3ヶ月から最長3年まで

貸付対象経費

修学・国家資格取得に必要な修学に係る経費
(入学金、学費、教材費、交通費)

返還の期間／貸付期間の倍の期間まで
返還が免除になる場合

【全額】市内に住所を有し、かつ、取得した資格を活かして市内で起業し、継続して事業を行っていた期間が1年に達したとき

【半額】市内に住所を有し、かつ、取得した資格を活かして就業し、継続して就業した期間が貸付期間に達したとき

連帯保証人／1名

貸付申請／申請前に
一度ご相談ください。

問 商工課
☎33-1092



中小企業人材育成事業補助金

企業の人材育成やスキルアップを応援します

市内の中小企業者が技術力や経営力の強化を図るための研修受講、および資格取得に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

次の全ての条件を満たすもの。

- 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- 日本標準産業分類のうち指定の業種であること
- 市内で継続して1年以上事業を営んでいること
- 市税を滞納していないこと

補助の対象となる経費

人材育成事業計画に基づき補助対象者が費用負担する研修の受講料、資格取得のための検定料
※事業は年度内に完了できるものとします。
※交通費・宿泊費・消費税は対象となりません。

補助率及び補助金額

- 補助対象経費の2分の1以内
- 1事業者につき年間20万円を上限とする

問 商工課 ☎33-1092

Uターン者就業奨励金

市内に移住して就業した方を応援します

安房地域外から南房総市へ移住し、6か月以上継続して雇用されている方に20万円の奨励金を交付します。

交付対象者

次のいずれにも該当する方。

- 安房地域外からのUターン者であること
- 転入後、6か月以上継続して市内に住所を有していること
- 職業紹介を受け、新規に事業所との間に期間の定めのない労働契約を締結し、6か月以上継続して雇用されていること
- 上記要件のすべてに該当することとなった日から起算して30日以内であること
- 雇用契約を締結した日における年齢が満50歳未満であること

奨励金の額

1人あたり20万円(1回限り)

問 商工課 ☎33-1092



新たな仕事と雇用創出支援事業

建物・設備投資や雇用創出に対し補助します

市内で新規事業や雇用を創出する皆さまへ事業所の新築、改修、備品購入、事業所の賃借などに係る経費に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

建物・設備費への補助

対象事業

①起業家支援事業

— 市内で起業しようとする場合 —

対象者：起業の日から3年を経過しない個人、法人

補助金額：最大100万円

★加算額(以下に該当する場合、上記に加算します)

- ・子育て世帯または39歳以下 +20万円
- ・安房郡市外から移住する子育て世帯 +50万円

②市内進出支援事業

— 安房郡市外からの市内進出にあたり

事業所を設置する場合 —

対象者：安房郡市外に本社などがあり、市内に初めて事業所を設立する個人、法人

補助金額：最大200万円(3名以上雇用する場合)
最大100万円(雇用3名未満の場合)

③新分野参入支援事業

— 今までの事業から新しい事業へ転換する場合 —

対象者：市内に本社等を置く事業者

補助金額：最大100万円

★加算額(以下に該当する場合、上記に加算します)

- ・市内の農水産物を活用する場合 +20万円
例：食用菜花、房州びわ、温州みかん、アワビ、サザエ、イセエビ、クジラなど

④ワーケーション等対応支援事業

— ワーケーション等対応の設備投資をする場合 —

対象者：市内の宿泊事業者、不動産事業者(※1)

補助金額：最大100万円

※1 細分類が「貸事務所業、貸会議室業」のものに限る。

※2 南房総市観光協会が運営する「ワーケーションシティ南房総」に登録されることが条件となります。



補助の対象となる業種

次のいずれかの業種の事業を行おうとする事業者

- ・製造業
- ・情報通信業
- ・卸売業、小売業
- ・学術研究、専門・技術サービス業
- ・宿泊業、飲食サービス業
- ・生活関連サービス業、娯楽業
- ・不動産、物品賃貸業のうち、細分類が「貸事務所業、貸会議室業」のもの
(ワーケーション等対応支援事業のみ)



補助の対象となる経費

- ・事業所の新築、改修、取得にかかる経費
- ・事業所で使用する設備・備品購入費など(消耗品費・税、汎用性が高い物品を除く)
- ・事業所などの賃借料(駐車場部分含む)

補助率

補助対象経費の30%以内の額

雇用補助

⑤雇用創出支援事業

起業家支援事業、市内進出支援事業、新分野参入支援事業、ワーケーション等対応支援事業を実施した事業者が新規雇用または配置転換により市内に住所を有する従業員を1年以上雇用した場合

補助金額：最大 300万円

従業員1人あたり 60万円
(最大5名まで)

注意事項

①補助金交付申請は必ず着手前に提出してください。

②当補助金を活用した建物・設備などは事業完了の日から5年間、または償却期間以内には処分できません。

※申請方法などについては、ホームページで掲載する申請要領にてご確認ください。

問 商工課 ☎ 33-1092



農林水産物利用促進事業補助金

直売所が行う農林水産物などの販売促進事業に係る経費補助制度を新設

農林水産物の利用促進を目的に、商品開発や契約栽培による農産物の生産拡大に係る経費および直売所が行う販売促進事業に係る経費に対して予算の範囲内で助成します。

《商品開発補助》

市内産農林水産物を主たる原材料として使用し、農林漁業者と加工または販売を行う事業者が連携して商品開発を行う事業について、事業費20万円以上の事業につき定額20万円を、1補助対象者につき1年度1回まで助成します。

《生産確立(契約栽培)補助》

農業者が加工または販売を行う事業者(農業協同組合および農産物等直売所運営団体を除きます。)と1年間以上の農産物の売買契約を締結し、当該農産物の栽培を行う事業について、次の額を、1補助対象者につき1年度売買契約を2回まで助成します。すでに栽培を行っている農産物の場合は、1年間の栽培延べ面積が10アール以上増加する場合があります。

(1)既存栽培面積の増加(10アール当たり)

【施設栽培】13万円または補助対象経費の3分の1の額のいずれか低い額

【露地栽培】4万円または補助対象経費の3分の1の額のいずれか低い額

(2)新規栽培面積(10アール当たり)

【施設栽培】20万円または補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額

【露地栽培】6万円または補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額

補助対象者

共通要件 南房総産ビジネス倶楽部の会員

商品開発 市民、代表者の住所が市内にある団体または所在地が市内である法人

生産確立 認定農業者または認定就農者

《直売所イベントおよびキャンペーン補助》

感染症の流行による緊急事態宣言などの解除日から18か月以内に行われる農林水産物直売所のイベント・キャンペーンの経費の一部を新たに補助します。

24万円または補助対象経費の3分の2の額のいずれか低い額を、1補助対象者につき1年度1回まで助成します。

補助対象者

市内に店舗を有し、または借り受け、週5日以上販売員を有して営業を行っている農林水産物直売所を運営している市民、代表者の住所が市内にある団体または所在地が市内である法人(他の業務を行う施設と併設された建物で営業しているときは、当該建物の管理者も含む)。

申問 地域資源再生室 ☎33-1073

堆肥利用促進費補助金

市が認定した堆肥生産者の堆肥を購入し使用する場合、購入、運搬および散布費用を、一の農地などに係る堆肥購入につき1年度2回まで予算の範囲内で助成します。

対象(①および②の両方を満たす人)

- ①市内に住所を有し、または本市に農地などを所有する者でその者が耕作する農地などのために堆肥生産者が生産する堆肥を購入する人
- ②堆肥を購入する日以前3か月以内に、堆肥を使用する全ての農地など(地番ごと)の土壤診断を実施し、診断結果の通知を受領している人

補助対象経費および補助額

- (1)バラ売り堆肥：堆肥購入費、運搬委託費、散布委託費／1トン当たり4千円または補助対象経費の3分の1の額のいずれか低い額
- (2)袋売り堆肥：堆肥購入費／1袋当たり300円または補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額

申問 地域資源再生室 ☎33-1073

施設園芸用木質バイオマス暖房機設置費等補助金

薪などを使用する施設園芸用の木質バイオマス暖房機の設置費などを予算の範囲内で助成します。



対象

市内に住所を有し、市内で施設園芸を行う人

補助対象経費

- ①暖房機(薪などを燃料として使用する施設園芸用の暖房器具)の購入費(付属部品含む。)
- ②煙突の購入費(付属部品含む。)
- ③暖房機および煙突の設置工事費
- ④保温カーテン、循環扇、付帯設備の購入費および設置工事費

補助額

20万円または補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額

申問 地域資源再生室 ☎33-1073

南房総市職員人事異動

4月から新体制でスタート

職員人事異動(部長・課長職)

4月1日付()内は異動前

【部長職】

▽総務部長 朝倉和利(保健福祉部長(兼福祉事務所長))

▽保健福祉部長(兼福祉事務所長) 内藤一浩(教育委員会事務局教育次長)

▽教育委員会事務局教育次長 水島孝夫(教育委員会事務局教育総務課長)

【課長職】

▼総務部

▽企画財政課(安房郡市広域市町村圏事務組合)主幹 宇山英裕(教育委員会事務局子ども教育課長)

▽管財契約課長 中村 学(総務部企画財政課長補佐)

▼保健福祉部

▽健康支援課長 岩浪正和(農林水産部農林水産課地域資源再生室長)

▽健康支援課保健予防室長 水島二美(保健福祉部健康支援課保健予防室長)

▼市民生活部

▽保険年金課長 小野正樹(保健福祉部社会福祉課長補佐(兼係長))

▽朝夷行政センター所長 小高 仁(教育委員会事務局教育総務課学校再編整備室長)

▼農林水産部

▽農林水産課地域資源再生室長 山口和久(建設環境部環境保全課千倉清掃センター)副主幹

▼建設環境部

▽環境保全課千倉清掃センター所長(兼白浜清掃センター)所長 鈴木一範(総務部企画財政課(安房郡市広域市町村圏事務組合)主幹)

▽環境保全課千倉衛生センター所長 高橋広二(市民生活部朝夷行政センター)所長

▼会計管理者

▽会計管理者(兼)会計課長 斉藤和幸(保健福祉部健康支援課長)

▼教育委員会事務局

▽教育総務課長(兼)学校給食センター所

長 庄司武史(市民生活部保険年金課長)

▽教育総務課学校再編整備室長 石川和也(農林水産部農林水産課長補佐)

▽子ども教育課長 長谷川鶴人(市民生活部市民課和田地域センター)所長

▽教育委員会事務局参事 安田道明(千葉県)

▽子ども教育課主任管理主事(兼)課長補佐 林 明正(千葉県)

■3月31日付退職者(部長・課長職)

【部長職】

▽加瀬浩(総務部長)

【課長職】

▽小林信行(建設環境部環境保全課千倉清掃センター)所長(兼)白浜清掃センター)所長

▽石田 靖(会計管理者(兼)会計課長)

▽岡田伸之(建設環境部環境保全課千倉衛生センター)所長

▽田村耕一(総務部管財契約課長)

▽袴田晃宏(教育委員会事務局参事)

▽国本和昭(教育委員会事務局子ども教育課主任管理主事(兼)課長補佐)

5月9日(日)からマイナンバーカードの休日交付を開始します!

マイナンバーカードの休日・夜間の交付を開始します。カードの受け取り場所へ事前にご予約ください。

夜間開庁日/毎月第4木曜日 午後5時15分から午後7時まで

休日開庁日/毎月第2土曜日 午前9時から正午まで

交付場所/市民課(富浦・富山・三芳地区にお住まいの方)

朝夷行政センター(白浜・千倉・丸山・和田地区にお住まいの方)

※お手続きは、完全予約制です。カードのお受け取り場所へ事前にご予約ください。

予約受付時間/平日の午前8時30分から午後5時まで

申問 市民課 ☎33-1051/朝夷行政センター ☎44-1111



市役所の組織体制 と主な業務

4月1日からの市役所の組織体制と主な業務を紹介します

住宅復興業務は、建設課内の係を再編し、対応します。

被災者生活再建支援金や住宅修理など住宅復興に係る業務については、建設課住宅係で対応します。

○住宅係 33-1103
本庁別館2(2階)



部署名		電話番号	主な業務内容	事務室の場所
総務部	総務課	33-1021	情報公開、個人情報保護、行政組織、職員定数、職員採用	本庁別館1(2階)
	秘書広報課	33-1002	市長・副市長の秘書、儀式・表彰、市長出前講座、広報、市長への手紙、行政相談	本庁本館(1階)
	企画財政課	33-1001	総合計画、過疎計画、地方創生、国際交流、統計、ふるさと納税、公共交通、行政改革、予算・決算	本庁別館1(2階)
	管財契約課	33-1022	公有財産の管理、情報化の推進・管理、公共工事の入札・契約・検査	本庁別館1(1階)
保健福祉部	社会福祉課	36-1151	社会福祉、障害者福祉、生活保護、児童手当、児童扶養手当、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、日本赤十字社に関すること	三芳分庁
	健康支援課	36-1152	高齢者福祉、介護保険	
	保健予防室	36-1154	保健衛生、各種検診、予防接種	三芳保健福祉センター
市民生活部	市民課	33-1051	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナンバーカードの交付、人権啓発、富浦地域の福祉申請の受付、行政連絡員、市民との協働によるまちづくりの推進、男女共同参画、交通災害共済	本庁本館(1階)
	富山地域センター	57-2511	各地域の市民との協働によるまちづくりの推進、戸籍および住民基本台帳に関する事務や各種証明の交付などの窓口業務、各種申請の受付事務、本庁との連絡調整	富山地域センター
	三芳地域センター	36-2111		三芳地域センター
	白浜地域センター	38-3111		白浜地域センター
	丸山地域センター	46-3111		丸山地域センター
	和田地域センター	47-3111		和田地域センター
	保険年金課	33-1060	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金	本庁本館(1階)
	税務課	33-1023	市民税、固定資産税、軽自動車税、諸税、市税の収納、滞納処分、口座振替、納税証明	
	消防防災課	33-1052	消防、防災、防災行政無線、防犯対策、交通安全	本庁別館1(1階)
朝夷行政センター	44-1111	地域の市民との協働によるまちづくりの推進、戸籍および住民基本台帳に関する事務、マイナンバーカードの交付や各種証明の交付などの窓口業務、各種申請の受付事務、本庁との連絡調整、船員法関係の市長が行う事務	朝夷行政センター	

部 署 名		電話番号	主 な 業 務 内 容	事務室の場所
農林水産部	農林水産課	33-1071	農水産業・畜産・園芸の振興、林業普及、有害鳥獣対策、土地改良、農業施設、林道、治山、漁港	本庁別館2(1階)
	地域資源再生室	33-1073	地産地消と資源循環による地域資源再生、農業振興法人に対する支援	
商工観光部	商工課	33-1092	商工振興、企業誘致、雇用創出、消費者行政	本庁別館1(2階)
	観光プロモーション課	33-1091	観光振興、観光施設などの維持管理、道の駅などの管理、フィルムコミッション	
建設環境部	建設課	33-1101	道路・河川の整備、災害復旧、道路占用・境界防犯灯	本庁別館2(2階)
	住宅係	33-1103	建築確認、公営住宅、開発行為、空家対策被災者生活再建支援金、災害に伴う住宅修理	
	国土調査室	33-1102	国土調査	本庁別館2(2階)
	環境保全課	33-1053	狂犬病予防、不法投棄防止、公害防止、浄化槽設置助成、環境啓発、一般廃棄物処理(清掃センター・衛生センター)	本庁別館2(2階)
富山国保病院	58-0301	内科、外科、呼吸器科、消化器内科、整形外科リハビリテーション科	富山国保病院	
水道局	44-4611	水道料金、開閉栓、水道に関する届出、メーター交換、送配水、ダム管理、水質管理、漏水事故	朝夷行政センター	
会計課	33-1141	出納事務	本庁本館(1階)	
教育委員会	教育総務課	46-2961	教育委員会会議、学校給食	丸山分庁(1階)
	学校再編整備室	46-2962	学校再編、教育委員会所管の施設再編、教育施設の整備	
	子ども教育課	46-2966	児童・生徒の就学・管理、学習指導、学校運営、保育所、幼稚園、学童保育、預かり保育、子育て支援センター、教育相談センター	
	生涯学習課	46-2963	社会教育の振興、公民館・図書館の管理運営、スポーツの振興、スポーツ施設の管理運営	
議会事務局	33-1111	議会運営、請願・陳情の受付、議会だよりの発行	本庁本館(2階)	
選挙管理委員会事務局	33-1131	選挙の管理執行・啓発、選挙人名簿の調製	本庁別館1(2階) (総務課内)	
監査委員事務局	33-1121	財務状況などの監査	本庁本館(2階)	
農業委員会事務局	33-1081	農地の権利移動・転用、農地の貸し借り、農業者年金	本庁別館2(1階)	
固定資産評価審査委員会事務局	33-1051	固定資産税額に関する不服申し立ての審査	本庁本館(1階) (市民課内)	

※太字は変更となった部分です。



あれこれ南房総
こんなことがありました。

大房岬自然公園内に 桜の木が植樹されました



きれいな花を咲かせた桜
(3月26日撮影)

大房岬自然公園では、一昨年の台風により多くの木々が倒れたり、枯れてしまう被害にあいました。運動園地にある桜の木も例外ではなく、大きな影響を受けたため、伐採を行うとともに新しい桜の木を植樹しました。

今回の植樹は、JR東日本千葉支社の環境保全の取り組み「鉄道沿線からの森づくり」の一環で、台風被害のあった大房岬自然公園が選定されました。

植樹された桜の木は、樹高5メートル程で、3月末には綺麗な花を咲かせていました。

今後も、南房総の桜スポットとして、自然豊かな公園として、お楽しみください。



館山駅の藤谷駅長(左)と同公園の山口公園長(右)により植樹の完了を確認しました

「ワー！大きい」 白浜でワカメの収穫体験

3月1日(月)、白浜小学校の5年生18人と同幼稚園の園児5人が、白浜町海女連絡協議会(淵辺重房会長)の協力を得てワカメ収穫体験を行いました。

約2か月前に植え付けられた5センチほどのワカメの種糸は、育成期間中の大風・大波の影響で、育成施設が岩に打ち上げられるなど厳しい状況でしたが、懸命な処理により立派に成長。児童たちは、自分たちの背丈以上に育ったワカメを見て「ワー！大きい」と



収穫したワカメは「家族とみそ汁で食べるよ」とお土産に持ち帰りました。



手作業でワカメを収穫

感動していました。その後、収穫したワカメをお湯につけ、色の変化などを学習し、最後はしゃぶしゃぶや味噌汁などで味わいました。

今月の表紙

南房総市立富山国保病院で3月22日(月)から3日間、新型コロナウイルスワクチンの医療従事者向けの優先接種が行われました。安房地域では、3月下旬から4月にかけて、医療従事者など約1万人を対象に接種が進められています。

今後は、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方や高齢者施設従事者、16歳以上の一般の方の順に接種が行われる予定です。接種の時期が近付いたら、市から接種のお知らせや接種券を送付します。



ワクチン接種を受ける鈴木病院長

千葉工大よりマスクの寄贈

3月17日(土)、「包括的な連携に関する協定」を結んでいる千葉工業大学からマスク8600枚が寄贈されました。

市と工大では、平成27年に互いの知見や技術、資源などを活用して、地域の雇用創出、若者の定着を図ることを目的に「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業に係る連携・協力に関する協定」を締結。令和2年3月には、さらに推進・発展させるために「包括的な連携に関する協定」を結んでいます。

マスクは、教育委員会を通して小・中学校に配られ、感染防止に役立てられます。



マスクを受け取る嶋田副市長(左)

健康寿命の延伸を！明治安田生命と包括連携協定



協定書を手にする石井市長(左)と明治安田生命相互会社千葉本部金山本部長(右)

3月23日(火)、南房総市と明治安田生命保険相互会社との間で「健康寿命延伸等に係る包括連携協定」を締結しました。

この協定では、「健康づくり・介護予防に関する取組み」「地域の安全・安心に関する取組み」「スポーツ振興に関する取組み」の3つの取組みで連携し、市民の健康増進や市民サービスの向上をもって健康寿命の延伸を図ることを目的としています。

また、本協定に基づき、明治安田生

命千葉南支社より、道の駅富菜里とみやまに対するイベント協賛および市内小学校2年生に対する交通事故防止用反射シールが寄贈されました。

南房総市市民活動発表会

さまざまな自主的・自発的な活動成果を発表



プレゼンテーション形式で発表をしました

3月20日(土)、市民団体の自主的・自発的な活動を応援する「市民提案型まちづくりチャレンジ事業」の活動発表会が、とみうら元気倶楽部で開催されました。

成果発表では、8団体が1年間の活動を振り返り、岩井川源流部の川沿い遊歩道の整備、「花」と「くじら」の絵画

コンクールの開催、さとうきびの里づくり、岩井海岸を活用したイベント開催と海岸美化活動、アワビ移民の歴史継承、竹資源活用プロジェクト、里山の自然体験を通じた都市部などの親子との交流、「浜千鳥」歌唱コンクールなど、創意工夫されたさまざまな活動の成果を発表しました。

消防ポンプ車2台を貸与

南房総市では、車両の老朽化に伴い消防ポンプ車2台を更新し、第2支団第1分団(久枝・一部・検儀台)と第5支団第4分団(千倉町川口・忽戸・平館)に貸与しました。



貸与された2台のポンプ車

住宅用省エネルギー設備設置費用の一部を補助します

住宅用省エネルギー設備を住宅に設置(新設)する場合、「住宅用省エネルギー設備設置費補助金」を交付します。各設備とも設置前(工事着工前)の申請が必要です。

※予算がなくなり次第終了です。

受付期間

令和3年4月1日(木)～令和4年1月17日(月)

住宅用太陽光発電設備 補助額 上限 9万円

太陽の熱で電気を作ります。節電につながります。

既築住宅への設置、HEMSまたは定置用リチウムイオン蓄電システムの設置が必要です。



定置用リチウムイオン蓄電システム 補助額 10万円

再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力を蓄えて、必要に応じて電気を活用できます。

停電や災害時にも電気を使用できるので非常時にとても役立ちます。

太陽光発電設備が既に設置されているまたは、一緒に設置することが必要です。



ここが
変わりました!

太陽熱利用システム 補助額 5万円

太陽の熱をエネルギーに変えて有効活用します。集熱方式が「自然循環型」のものは対象外です。

家庭用燃料電池システム(エネファーム) 補助額 5万円

LPGガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて、電気をつくります。その際に発生する熱でお湯を沸かします。

窓の断熱改修 補助額 1/4補助 上限 8万円

断熱性の低い窓から高断熱の窓へ改修することにより、夏季の熱の流入や冬季の熱の流出を防ぎ、省エネに寄与します。



※補助金申請の詳細については、市のホームページに掲載している要綱などをよくご確認ください。

☎ 環境保全課 ☎ 33-1053

合併処理浄化槽の設置費用を補助します

市では南房総の海や川の水質汚濁を防ぐため、単独処理浄化槽またはくみ取便所から合併処理浄化槽に付け替える人に設置費用の一部を補助しています。

単独処理浄化槽やくみ取便所をお使いの方で、合併処理浄化槽への付け替えを予定している方は、ぜひご活用ください。

なお、令和3年度は、山名川流域の更なる水質保全の推進と合併処理浄化槽の普及を図るため、指定区域(三芳地区の池之内区、中区、御庄区および山名区)に居住する方については、通常の補助金額を引き上げて補助します。

●補助対象者

単独処理浄化槽またはくみ取便所から合併処理浄化槽へ転換する人(新築は対象外)

※市民税などの滞納がある人、別荘として利用する人、または補助金の交付決定通知を受ける前に工事に着手した人などは、補助金の交付対象になりません。

●補助対象建物

住宅(店舗などと併用する場合は、処理対象人員が10人以下のもの)

●補助金額

指定区域以外 30万円

指定区域 ※ 38万4千円

※指定区域：旧三芳村の池之内区、中区、御庄区、山名区

ただし、予算がなくなり次第終了します。

●申請期限

令和4年1月31日(月)

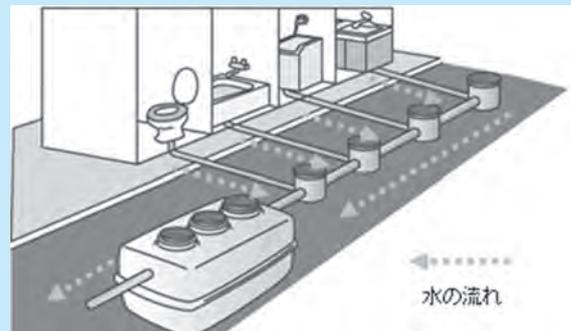
◎詳しいことについては、

環境保全課(☎33-1053)

または市のホームページをご覧ください。

合併浄化槽とは？

し尿と生活排水(台所・風呂・洗濯等に使用した水)をまとめて処理する浄化槽(下図参照)



浄化槽の水質検査(法定検査)の受検について

皆さんが使用し管理されている浄化槽は、毎日の生活から出る汚水を浄化し、きれいな水にして放流するための装置です。

放流された水は、道路側溝や水路などを経て、川や沼・海に流れていきます。

これらの公共用水域の水質を保全するためには、浄化槽を正しく設置し、維持管理することが大変重要です。

このため、浄化槽法では、浄化槽の設置工事や保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正常な機能を発揮しているかどうかを公的に検査することを規定し、浄化槽を管理する方に対して、知事が指定する機関による「設置後の検査(7条検査)」と「毎年1回の定期検査(11条検査)」(総称して「法定検査」)を受けることを義務付けています。

浄化槽にとって、保守点検・清掃は日常の健康管理、法定検査は健康診断に当たるものです。法定検査の趣旨や重要性をご理解の上、必ず受検していただきますようお願いいたします。

高齢者の総合相談窓口

まずはお電話を！
訪問や来所による相談ができます。

高齢者相談センター

高齢者相談センターでは、専門のスタッフ(主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師など)が連携して、高齢者に関する介護や福祉、医療・健康・認知症・権利擁護などさまざまな悩みについて、相談支援を行っています。

地区	担当センター	住所	電話番号
富浦・富山・三芳	内房高齢者相談センター	南房総市富浦町深名 1170-1	20-4500
白浜・千倉・丸山・和田	外房高齢者相談センター	南房総市千倉町平館 686-1	40-1277

在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、高齢者とその家族の身近な相談窓口として、介護・医療・福祉・認知症などに関する相談を受け、高齢者が適切なサービスを利用できるように支援しています。

地区	名称	住所	電話番号
富山	在宅介護支援センター 伏姫の郷	南房総市平久里下 1129-2	58-2011
三芳	三芳在宅介護支援センター	南房総市谷向 165-1	36-4520
白浜	おもいやりの郷 在宅介護支援センター	南房総市白浜町滝口 7216-8	30-5360
千倉	千倉町在宅介護支援センター 千倉苑	南房総市千倉町瀬戸 2712-24	40-1811
千倉	千倉町在宅介護支援センター 晴耕苑	南房総市千倉町忽戸 692-1	40-1231
丸山	リブ丸山 在宅介護支援センター	南房総市川谷 302-5	46-4766
和田	在宅介護支援センター 花の里	南房総市和田町松田 808	47-5194

※富浦地区は内房高齢者相談センターが相談窓口になります。

基幹型地域包括支援センター

南房総市では高齢者福祉の充実、高齢者支援体制の強化を目的に、令和3年4月1日から健康支援課高齢者福祉係内に「基幹型地域包括支援センター」を設置しました。高齢者相談センター、在宅介護支援センター、関係機関と協力して、高齢者福祉・介護予防を推進していきます。

問 健康支援課高齢者福祉係

☎ 36-1152



チーさな島国より… ④

南房総市国際交流員
文・訳 チー・エンジャ



自制

イスラム教徒は一年中毎日5回礼拝するとともに、あらゆる分野において信仰の基で生きています。全てを神様(アッラー)にゆだねるように、アルコールなどの自制心をゆるませる事をしないようにします。アッラーがくれた体を壊すことは禁忌(ハラーム)で、動物はアッラーを拝むものなので、お肉はアッラーの名で、イスラム法において合法(ハラール)なさばき方で準備します。豚は触ることも食べることもハラームです。

ラマダンとは、彼らにとって、大切な行事の一つです。ヒジュラ暦の9月(今年の4月12日～5月12日)に、イスラム教の創始者の預言者ムハンマドが神の啓示であるクーラン(イスラム教の聖書)の内容を初めて受けた月とされています。イスラム教徒はこの一か月間、日が出ている間は完全に断食して、日が出る前に朝ご飯を食べ(サフー)、日が暮れてから断食をやめます(イフター)。この厳しい修行によって、宗教に対する心や自分の精神を成長させ、他の人の苦しみに対する思いやりを身に着けます。断食はイスラムの義務ですが、体の弱い人や妊婦には断食をさせません。

日頃から自制しているにもかかわらず、さらに自制することは、とても自制心が強いことで一目置かれています。

イスラム教徒の観光客はよく食事でお悩みます。日本料理にはみりんや料理酒がよく使われるので、日本の料理をほぼ食べられません。ハラールではない肉で作られた肉料理も遠慮し、料理に豚骨のだしやゼラチンなどを使ったら、禁忌になりますので、日本で食べられるものは少ないです。

Self-control

In addition to praying 5 times a day every day of the year, Muslims live while basing many aspects of their life on their faith. They place all of themselves in Allah's hands and refrain from activities and things that may make them lose self-restraint. Activities that hurt the body that Allah gave them is considered haram (taboo) . Animals also worship Allah, so they can only be eaten if they are prepared in a halal (approved by Islamic laws) way, in Allah's name. Pigs are considered dirty, so eating or even touching them is considered haram.

Fasting during Ramadan is one of the most important rituals for Muslims. The 9th month of the Hijri (Islamic calendar, 12 April-12 May in 2021) was when the contents of the Quran (Islamic holy text) were first revealed to the Prophet Muhammad. In this one month, Muslims fast while the sun is out and only before sunrise and after sunset do they have breakfast (sahur) or break fast (iftar) . Through this practice, they strengthen their self-control, faith, and compassion for others. Fasting is an obligation, but some people such as those who are weak or pregnant women are absolved from fasting.

It's amazing that they are able to control themselves throughout the year, and even more so in fasting during Ramadan.

Muslim tourists are often troubled by food. They can hardly consume any Japanese food because mirin and cooking wine are often used. They are also concerned about whether the meat is halal. If ingredients of pork origins such as pork bone broth or gelatine are used, the food becomes haram. There really is not much they can eat in Japan.

全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部からのお知らせ

令和3年度保険料率

令和3年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率は、本年3月分(4月納付分)より現状の9・75%から9・79%に引き上げることになりました。並びに、介護保険料率(全国一律)は、現状の1・79%から1・80%に引き上げとなります。

健康保険料率は地域の医療水準に基づいて算出されます。「健診を受診する」(会社を挙げて健康づくりに取組む)「ジェネリック医薬品を使用する」などの行動の積み重ねが健康保険料率の上昇を抑える大きな力となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

問 協会けんぽ千葉支部
企画総務グループ

☎043-308-0522

加入者のご家族(被扶養者)へ 特定健診のお知らせ

協会けんぽでは、加入者のご家族(40~74歳の被扶養者)を対象に特定健診を実施しています。

健診費用の一部を協会けんぽが補助しますので、**必ず健診を受診**しましょう。なお、**受診に必要な受診券は、4月上旬に加**

入者本人の自宅へ郵送します。

「特定健診とは？」

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とした健診です。検査内容は、身体測定・血液検査(血圧・脂質・血糖・肝機能)・尿検査・問診などです。

「受診方法は？」

健診機関へ予約した上で、受診券と健康保険証、自己負担をお持ちになって受診してください。

「自己負担額は？」

千葉県内の健診機関で受診する場合は950円または0円です。(受診される健診機関によって自己負担額が異なる場合があります。)

「その他」

健診の詳細については、協会けんぽのホームページをご覧ください。また、協会けんぽ千葉支部にお問い合わせください。また、加入者ご本人(35~74歳の被保険者)には、「生活習慣病予防健診」を実施しています。案内は勤務先にお送りしております。

問 協会けんぽ千葉支部

健診専用ダイヤル

☎043-308-0525

児童扶養手当と調整する障害基礎年金 などの範囲が変わります

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払)から、児童扶養手当と障害年金の併給調整が見直されました。

見直しの内容

これまで、障害基礎年金など(国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など)を受給している方は、障害基礎年金の額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分から、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父か母がいない家庭や父か母が一定の障害の状態にある家庭で、児童を監護または養育している人が対象です。受給には、所得制限が

あります。

手当を受給するための手続

既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、手続き不要です。

それ以外の方は、児童扶養手当を受給するための認定請求が必要になります。

支給開始月

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害基礎年金を受給していたために児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月の手当から受給できます。

問 社会福祉課

☎36-11153



入札 令和2・3年度 入札参加資格審査申請(随時申請)

市の建設工事、測量・コンサルタント、物品の購入、業務委託の入札に参加するには、「南房総市入札参加業者資格者名簿」に登録されていることが必要です。

市の入札に参加を希望される方は、随時申請の手続きをしてください。

申請方法

「ちば電子調達システム」から電子申請を行い、添付書類を添えて申請書を千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)へ送付します。

申請方法などについて詳しくは、「ちば電子調達システム」ホームページに掲載されているマニュアルをご覧ください。



申請書類提出先

〒260-0855

千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁南庁舎2階
千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)

申請受付期間	名簿登録予定日
令和3年4月1日～令和3年4月15日	令和3年6月1日
令和3年4月16日～令和3年5月17日	令和3年7月1日
令和3年5月18日～令和3年6月15日	令和3年8月1日
令和3年6月16日～令和3年7月15日	令和3年9月1日
令和3年7月16日～令和3年8月16日	令和3年10月1日
令和3年8月17日～令和3年9月15日	令和3年11月1日
令和3年9月16日～令和3年10月15日	令和3年12月1日
令和3年10月18日～令和3年11月15日	令和4年1月1日

名簿有効期間

名簿登録日から令和4年3月31日まで

問 管財契約課 ☎33-1022



今月の掲示板

予算 一般会計予算総額297億2,621万4千円 令和2年度一般会計補正予算が可決

令和2年度一般会計補正予算(第12号、第13号)が3月の市議会定例会で可決され、一般会計予算総額は297億2,621万4千円となりました。各補正予算における内容は、以下のとおりです。



一般会計補正予算 第12号

歳入と歳出からそれぞれ12億9,767万1千円減額しました。利用者が増加している障害者自立支援事業の障害介護給付費を追加したほか、事業費の確定および精算見込による減額補正などが主なものです。

一般会計補正予算 第13号

歳入と歳出にそれぞれ6,680万3千円を追加しました。新型コロナウイルス感染症対応として、新しい生活様式を踏まえた社会環境の整備などに要する経費を追加したほか、小向ダム漏水対策費の確定見込による減額補正が主なものです。

問 企画財政課 ☎33-1001

予算 一般会計予算総額252億8,931万6千円 令和3年度一般会計予算が可決

令和3年度一般会計予算額は、同議会にて可決された1号補正予算を含め252億8,931万6千円です。主な事業内容については、4月22日(木)発行予定の「広報みなみぼうそう ことしの予算」に掲載します。

問 企画財政課 ☎33-1001

有料広告

館山・南房総で家を建てるなら。

CASA 141
ONE FOR ONE
Certified company

Tel.0470-22-3211
10:00~17:00 日祝休
https://casa141.com/
casa141 検索
株式会社 石井工務店

有料広告

ヤマウチ 館山 斎場

24時間 365日
迅速な対応をお約束します

(有)山内六三郎商店

総合受付 ☎0120-23-4171 〒294-0046 千葉県館山市新宿14
館山斎場 検索

住まい 南三原団地(和田地区)
市営住宅入居者募集

募集住宅／南三原団地(和田地区)2戸(3DK)

入居時期／令和3年7月頃

家賃／入居する世帯員の所得で決定します

入居資格

- 現在、住宅に困っていること
- 現に同居し、または同居しようとする親族がいること
- 市税などの滞納がないこと
- 入居申込時の収入が基準額以内であること
- 市内に住所または勤務地があること
- 暴力団員でないこと

申込方法／4月23日(金)から5月12日(水)の間に、建設課へ書類を持参してください。入居申込書は、建設課、朝夷行政センター、各地域センターで配布します。また、市ホームページからも取得できます。

問 建設課住宅係 ☎33-1103

見守り 地域の見守り活動
わんわんパトロール隊員募集中

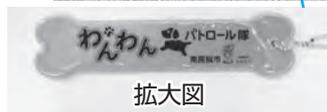
日頃の愛犬との散歩の際にわんわんパトロールグッズ(わんパト標)を装着しながら、気軽に子どもたちや気になる高齢者などの地域の見守り活動をするボランティアとして、ご協力いただける方を募集しています。

市内に住所のある方で、狂犬病予防接種をした愛犬とマナーを守って散歩している方ならどなたでも登録できます。登録申請書に必要事項を記入して、健康支援課、市民課、朝夷行政センターまたは各地域センターに提出して下さい。

問 健康支援課
☎36-1152



わんパト標装着例



拡大図

有料広告

安房地域の解体工事お任せください

安心 安全 丁寧 建物全体から部分的な解体まで
倉庫・物置・プレハブ小屋・庭石・ブロック塀・カーポート・樹木の撤去など

AA (株) 安房解体

お見積りで相談は無料です。土、日、祝日も対応できます。 館山市館山41-6

TEL.0470-28-5205 FAX.0470-28-5204
E-mail awakaitai@outlook.jp

子ども 費用の一部を助成します
新生児聴覚検査を受けましょう

生まれてくる赤ちゃんの1,000人に1~2人は生まれつき難聴を持つと言われていています。生まれつきの難聴を早期に発見して治療を行うことが赤ちゃんのコミュニケーションやことばの発達にはとても大切です。赤ちゃんが生まれた時に耳の聞こえの検査(新生児聴覚検査)を受けることをお勧めします。検査は多くの場合、出生後入院中に行われます。難聴を早期に発見できると補聴器の装用や手話の使用、人工内耳などの支援治療を選択することができます。

令和3年4月から新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成を行います。既に母子健康手帳の交付を受けた方で、千葉県内の医療機関で出産予定の方は、医療機関に申し出ることによって助成が受けられます。市からの費用の助成は3000円です。里帰り出産などで県外の医療機関で出生した場合の費用助成については担当課へお問い合わせください。

問 保健予防室 ☎36-1154

教育 南房総市小・中学生学習講座
学習講座の委託事業者募集

南房総市では、市内小・中学校において長期休業中や放課後に学習講座を実施する事業を行っています。については、児童生徒へ教科指導を行う業務の受託を新規で希望する塾を募集します。指導できる教科や可能な日程など、内容については相談できますのでお電話ください。

申込方法／4月30日(金)までに子ども教育課へ電話で申し込んでください。

申問 子ども教育課 ☎46-2966



有料広告

羽アリを見たら! 
特定現況検査(蟻害・腐朽)も承っております。

(株) リプラ・工営

ネズミ・スズメバチ・害虫ご相談承ります

本社 千葉県鴨川市江見西真門384-3 ☎0120-16-0158

リプラ工営 検索

資格 防火管理業務を計画的に行う責任者
甲種防火管理新規講習会

防火管理者の資格を取得したい人を対象に講習会を開催します。

と き／6月16日(水)・17日(木)の2日間

ところ／館山市コミュニティセンター (第1集会室)

定員／75人

受講料／8,000円(前納)

受付期間／1次募集：4月20日(火)～4月27日(火)

2次募集：5月13日(木)～5月15日(土)

申込方法／(一財)日本防火・防災協会へ受講申込書をファクス(受付時間9:00～12:00)またはインターネット(24時間受付)からの申し込み

※要綱・受講申請書は最寄りの消防本部・消防署・分署で配布もしくは(一財)日本防火・防災協会のホームページからダウンロードできます。

※1次募集で残席が出た場合のみ2次募集をします。2次募集はインターネットでの申し込みに限ります。

また、支払いはクレジット決済のみです。

申問 (一財)日本防火・防災協会

☎03-6263-9903

FAX03-6274-6977

(一社)千葉県消防設備協会

☎043-306-3871

資格 消防法に基づく国家資格
危険物取扱者試験および受験者講習会

1. 危険物取扱者試験

と き／6月6日(日)

ところ／千葉県立館山総合高等学校

受験料／甲種6,600円 乙種4,600円 丙種3,700円

願書受付／(一財)消防試験研究センター千葉県支部

受付期間

電子申請：4月2日(金)～4月12日(月)

書面申請：4月5日(月)～4月15日(木) ※平日のみ

2. 試験のための受験者講習会

と き／4月30日(金)

ところ／館山市コミュニティセンター

受講料／6,500円(テキスト代2,800円含む)

※乙種第4類の問題集は別売(1,700円)

受付期間／4月8日(木)～4月22日(木) ※平日のみ

3. 願書配布および受験者講習会受付場所

安房郡市消防本部予防課、鴨川消防署、千倉分署、鋸南分署(災害出動時などは、講習会受付および願書配布が出来ない場合があります。)

問 安房郡市消防本部予防課

☎22-2234

(一財)消防試験研究センター千葉県支部

☎043-268-0381

食用貝の王様はアワビですね。刺身にしても焼いても、何とも言えぬ歯ごたえと、美味が口の中に広がります。そのアワビ採りの本場は、南房総市では白浜や千倉ですが、岩の上や割れ目にいるサザエを拾うように簡単ではありません。岩にへばりついたアワビは、どんな腕力のある人でも、手で採ることは不可能だからです。

大古の縄文時代には鹿の角を利用した、「アワビオコシ」があったと言いますが、現在の海女たちは、鉄で作った磯金と呼ぶ道具の先端を貝の薄肉の方に差し込み、テコ式に力を加えて採ります。

昭和五十年頃の話ですが、白浜にその磯金作りにかけては、名人と言われた人がいたのです。大平音吉という方でした。大平さんの作った磯金の材料は、乗用車に使われていたスプリングを利用。磯金の長さは十五から四十五センチほどのものでしたが、みな使いやすく、石より硬くへばりついたアワビを起こしても、折れも曲がりもせず、長持ちしたので、海女たちの評判は上々です。



いそがね
「磯金作りの名人」

第179話
いくいなきんじ
生稻謹爾



めっけたぁ!!おらがの文化財 ⑤6

～南房総市内の文化財を紹介します～

問 教育委員会生涯学習課 ☎46-2963



令和3年4月8日発行
広報みなみぼうそう4月号

発行
南房総市 〒299-2492
千葉県南房総市富浦町青木28番地

編集
秘書広報課

FAX ☎

0470-2033-4591

市指定史跡

ばくまつほうだいあと

幕末砲台跡

所在地/富浦町多田良字藤四郎台

1212-19外(富浦地区)

所有者/千葉県

地形に残された戦争跡

大房岬自然公園は南房総国定公園の中にあり、遊歩道などが整備されています。

江戸時代末期に、外国船が日本近海に現れるようになると、幕府は東京湾防衛のため沿岸に砲台を設けました。大房岬にのこされている砲台跡もその一つです。

大砲を据えた年代は、明らかではありませんが、^{かえい}嘉永3年(1850)の絵図に、岬の上段3門、中段5門、下段5門の合計13門の砲台がみえます。この砲台は、実際に使用した記録はみられませんが、明瞭に砲台跡の地形がのこされていることから、市史跡に指定されています。

大房岬には、他にも東京湾要塞の一環で、昭和に砲台跡などが建設されました。この要塞群についても市史跡に指定されています。



大房岬にのこされている幕末砲台跡



東京湾要塞の探照灯格納庫

公開

- 常時公開。
- トイレあり/駐車場あり(大房岬自然公園内)

- マナーを守って楽しく見学しましょう。
- 見学する時は、所有者・管理者の指示に必ず従ってください。

解体工事 承ります!

廃棄処理・足場工事・基礎工事

～地域の皆様に喜んで頂ける「しごと」をモットーに～

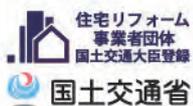


(有)吉田興業 館山市那古1156-8

TEL:0470-20-5025 FAX:0470-28-4027

<http://yoshida-kogyo.chiba.jp/>

古民家に関する全ての相談
リフォーム・古材鑑定・耐震診断



お気軽に
ご相談下さい!

古民家
相談窓口

一般社団法人全国古民家再生協会千葉第二支部
南千葉古民家再生協会
南房総市千倉町白子1672 090-1420-7349 代表:石井まで

ご所有の **空き家 別荘 古民家 遊休地**

お貸し・お売りください

毎年の固定資産税が
もったいなくって...

空家を+笑顔に Cry After Smile

■ご相談無料! まずはお気軽にお電話ください

房総空き家活用本舗
館山市国分911-1 boso-akiya.jp
☎0470-29-7484

木の家を
つくる
なおす

千葉県南房総市
上堀 997 番 2
tel 0470-20-6097
村上建築工房
<https://muraken5.com>

インスタ映え

有料広告

※広告内容についての問い合わせは広告主へお願いします。